

「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」 及び「旅館業法施行規則の一部を改正する省令案」について（概要）

1. 改正の趣旨

旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）の施行に伴い、ホテル営業及び旅館営業を統合し、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が設けられることから、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めるなど旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「令」という。）その他関係政令及び旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）について所要の規定の整備を行うもの。

2. 政令の改正内容

○ 令の一部改正

旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準として、以下のとおり令の改正を行う。

- ① 最低客室数の廃止
最低客室数（ホテル営業：10 室、旅館営業：5 室）の基準を廃止する。
- ② 洋室の構造設備の要件の廃止
洋室の構造設備の要件（寝具は洋式であること、出入口・窓に鍵をかけることができること、客室と他の客室等との境が壁造りであること）を廃止する。
- ③ 1 客室の最低床面積の緩和
1 客室の最低床面積（ホテル営業：洋式客室 9 m²以上、旅館営業：和式客室 7 m²以上）を、7 m²以上（寝台を置く客室にあっては 9 m²以上）とする。
- ④ 玄関帳場等の基準の緩和
厚生労働省令で定める基準を満たす設備（ビデオカメラによる顔認証による本人確認機能等の ICT 設備を想定）を、玄関帳場等に代替する機能を有する設備として認めることとする。
- ⑤ 暖房の設備基準の廃止
ホテル営業の施設における暖房の設置要件を廃止する。
- ⑥ 便所の設備基準の緩和
適当な数の便所を有すればよいこととする。

○ その他関係政令について、所要の規定の整備を行う。

3. 省令の改正内容

- 宿泊者名簿について、正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、3年間保存するものとする。
- 宿泊者名簿は、旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかの場所に備えることとする。
- 旅館・ホテル営業の施設に係る玄関帳場等に代替する機能を有する設備の基準を、以下のとおり定める。
 - ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備であること
 - ② 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認その他善良の風俗の保持を可能とする設備であること。
- その他所要の改正を行う。

4. 根拠法令

- 旅館業法の一部を改正する法律附則第11条
- 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第2項、第6条第1項
- 旅館業法施行令の一部を改正する関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第 号）による改正後の令第1条第1項第2号

5. 施行期日

公布日：平成30年1月下旬（予定）
施行日：平成30年6月15日（予定）